

三重県建設工事公表要領

(目的)

第1条 この要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」（以下「適正化法」という。）の規定に基づき三重県、三重県教育委員会及び三重県警察本部（以下「三重県等」という。）が当該年度に発注する建設工事の発注予定情報、入札・契約の過程及び契約の内容の公表について必要な事項を定め、入札・契約の適正化を促進し、公共工事に対する県民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(公表する建設工事)

第2条 公表の対象とする建設工事は次のとおりとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（予定価格が250万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって三重県等の行為を秘密にする必要があるものを除く。）。

(公表する建設工事の内容、方法及び時期)

第3条 公表する内容は、次の各号に定める事項とする。

- (1) 発注の見通しに関する事項（**適正化法施行令第5条**）については、公共工事発注見通し一覧（第1号様式）をインターネットを利用する閲覧（以下「インターネット」という。）とし、毎年度4月1日時点のものを遅滞なく掲載し、7月、10月及び1月の各々1日時点のものに見直し、変更後の当該事項を遅滞なく掲載する。（**適正化法施行令第5条第5項**）

建設工事の名称、場所、期間、種別及び概要（**適正化法施行令第5条第1項第1号**）

入札及び契約の方法（**適正化法施行令第5条第1項第2号**）

入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）（**適正化法施行令第5条第1項第3号**）

- (2) 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（**適正化法施行令第7条第1項第1号及び2号**）については、三重県一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請募集要領及び三重県建設工事等の競争入札参加資格及び申請方法等の公告文を公報及びインターネットとし、公告時に遅滞なく掲載する。
- (3) 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿（**適正化法施行令第7条第1項第1号及び2号**）については、建設工事等入札参加資格者名簿を閲覧所を設け行うもの（以下「閲覧」という。）とし、変更の都度変更後の当該事項を遅滞なく閲覧に供する。
- (4) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準（**適正化法施行令第7条第1項第3号**）については、三重県建設工事指名競争入札参加者指名要綱、三重県建設工事指名基準の運用基準及び三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領をインターネットとし、変更の都度変更後の当該事項を遅滞なく掲載する。

- (5) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格(適正化法施行令第7条第2項第1号)については、入札公告文をインターネットとし、公告時に遅滞なく掲載する。なお、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」により定められる額(特定役務のうち建設工事の調達契約においては1,500万SDR)以上の工事(以下、『WTO対象工事』という。)にあっては、公報への掲載も併せて行う。
- (6) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由(適正化法施行令第7条第2項第2号)については、入札(見積)結果調書(写し)、競争参加資格確認通知書(写し)及び競争参加資格取消し通知書(写し)を閲覧とし、落札決定後遅滞なく閲覧に供する。
- (7) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由(適正化法施行令第7条第2項第3号)については、入札(見積)結果調書(写し)、揭示文(写し)、指名取消し通知(写し)及び指名理由調書(第2号様式)を閲覧とし、落札決定後遅滞なく閲覧に供する。
- (8) 入札者の商号又は名称及び入札金額(随意契約を行った場合を除く。)(適正化法施行令第7条第2項第4号)については、入札(見積)結果調書(写し)を閲覧とし、開札後遅滞なく閲覧に供する。ただし、談合情報に係る調査が行われるなどその後の入札事務に支障をきたすおそれがあると判断される場合は、落札決定後遅滞なく閲覧に供するものとする。
- (9) 落札者の商号又は名称及び落札金額(随意契約を行った場合を除く。)(適正化法施行令第7条第2項第5号)については、入札(見積)結果調書(写し)を閲覧とし、落札決定後遅滞なく閲覧に供する。
- (10) 最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由(適正化法施行令第7条第2項第6号)については、低入札調査報告書(調査項目第十三を除く)(写し)を閲覧とし、落札決定後遅滞なく閲覧に供する。
- (11) 最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称(適正化法施行令第7条第2項第7号)については、入札(見積)結果調書(写し)を閲覧とし、落札決定後遅滞なく閲覧に供する。
- (12) 次に掲げる契約の内容(適正化法施行令第7条第2項第9号)については、契約書(写し)、積算内訳書表紙(写し)を閲覧とし、契約締結後遅滞なく閲覧に供する。

契約の相手方の商号又は名称及び住所
建設工事の名称、場所、種別及び概要
工事着手の時期及び工事完成の時期
契約金額

- (13) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由(適正化法施行令第7条第2項第10号)については、相手方を選定した理由のわかるものを閲覧とし、契約締結後遅滞なく閲覧に供する。
- (14) 予定価格、低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格(適正化指針)については、予定価格調書(写し)を閲覧とし、契約締結後遅滞なく閲覧に供する。

(公表事項の作成)

第4条 第3条第1号について、は、前条第1号に規定する時期以降遅滞なく作成するものとする。

なお、各部主管室長は部内に係るものを取りまとめ、県土整備部建設業室長に送付するものとする。

- 2 第3条第5号から第14号について、発注機関の長は、前条各号に規定する時期以降遅滞なく作成し、公表するものとする。
- 3 第3条第2号から第4号について、県土整備部建設業室長は、前条各号に規定する時期以降遅滞なく作成し、公表するものとする。

(公表事項の変更等)

第5条 発注機関の長は、第2条の建設工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る第3条第12号 から までに掲げる事項及び変更の理由がわかるものを公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表は、第3条の規定による方法により行うものとする。
- 3 第3条又は本条第1項の規定により公表した事項については、少なくとも、公表した日の属する年度及び翌年度まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

(閲覧場所等)

第6条 発注機関の長は、第4条の規定に基づき第3条第3号、第6号から第14号の規定により作成した事項を遅滞なく当該発注機関において閲覧に供するものとする。

(閲覧日時)

第7条 公表事項を閲覧できる日は、三重県の休日定める条例(平成元年三重県条例 第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日とする。

- 2 公表事項を閲覧できる時間は、午前9時から午後4時30分までとする。

(閲覧条件)

第8条 公表事項は所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外に持ち出すことはできない。

- 2 閲覧に供した書類を汚損又はき損してはならない。
- 3 閲覧に供した書類の複写等の便宜供与は行わない。

(閲覧手続き)

第9条 公表事項を閲覧しようとする者は、前条に規定する閲覧条件を遵守して閲覧しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 三重県発注予定建設工事情報公表要領（平成11年8月1日施行）は廃止する。
- 3 三重県建設工事入札結果等閲覧要領（平成11年8月1日施行）は廃止する。

附 則

この要領は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。